

5類感染症への移行後の学校における対策について

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

- 5類感染症への移行後においても、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが引き続き重要ですが、平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はありません。
- 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ありません。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられます。

2. 学校における出席停止措置の取扱い

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が基準となります。
- 学校では、出席停止措置の際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行います。
- 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。その際、児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、家庭とも連携しながら適切に指導を行います。

3. 濃厚接触者の取扱い

- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。このため、次の場合であっても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はありません。
 - ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
 - ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

4 出欠の取扱い

- 出欠の取扱いについて、次の場合は、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能となります。
 - ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
 - ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合

5 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの周知・呼び掛け

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行います。ただし、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はありません。